

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和4年3月23日(水)
午前10時から審議終了まで
場 所 県庁9号館933号室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) (仮称)延岡市昭和町複合店舗の新設に係る届出について
- (2) (仮称)ニトリ小林店の新設に係る届出について
- (3) (仮称)ドラッグコスモス小林細野店の新設に係る届出について

4 そ の 他

5 閉 会

令和3年度 第4回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和4年3月23日(水)
午前10時から午前11時5分まで

出 席 甲斐委員、黒木委員、嶋本委員、
関戸委員、小島委員、高橋委員、
相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) (仮称)延岡市昭和町複合店舗の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
- ② 地元説明会の状況(事務局)
- ③ 延岡市からの意見説明(事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 騒音規制法では、4つの時間帯、朝・昼・夕・夜という考え方があるが、6時から8時に荷さばきが行われる届出が多い。荷さばき作業音は騒音レベルが高く周辺住民から苦情が出る可能性もある。例えば、早朝の騒音発生を避けるために、8時以降に荷さばきを行うよう指導することはできるのか。

事務局 大規模小売店舗立地法においては、6時から22時までの昼間の時間帯と22時から翌6時までの夜間の時間帯、2つの区分で騒音予測を行う。可能な限り、夜間の荷さばき作業を避けるようにという指導は行っているが、昼間の時間帯の中で、さらに早朝の時間帯は避けるようにという指導は行ってきていないところであり、国の研修会等でもそのような考え方は示されていない。

黒木委員 騒音規制法ではないため強制することはできないが、今回の届出においては騒音発生源と住居が近い場合、苦情等があれば、早朝の荷さばき作業を避けるなどの対策を講じられるとよいと思う。

事務局 荷さばき施設 No. 1は住居と近接しているため、設置者に周辺住民の方との協議状況について確認しており、近接している住居の住民の方々とは協議済みであり、今のところ、苦情や要望などは受けていないとの報告を受けている。

関戸委員 今回の審議対象は、A、C、D棟のみということでよいか。廃棄物等保管施設などは、A、C、D棟以外はそれぞれで整備されるということでよいか。

事務局 そうである。小売店舗以外の飲食施設等は別途整備する。

小島委員 計画地は津波の浸水地域である。平屋の建物だと思われるが、具体的に考えている対策は

あるか。これまでも津波浸水地域にある店舗の届出があったが、あまり具体的な対策の例は出てきていないように思う。

事務局 今回の店舗においては、届出書にあるとおり、地震防災対策計画を策定し従業員への防災教育や避難誘導対策を実施する予定である。

小島委員 大きい店舗なので、近くに住んでいない方も来店されると思う。従業員だけでなく来店者向けに、避難先がここにあるという案内があってもよいのではないかと感じる。

事務局 これまでの審議会でも津波対策についてご意見をいただき、防災担当課とも情報共有をしているところである。示していただいた例は来店者にとって有益な情報提供であると考えている。大規模小売店舗立地法としてどこまで関与できるかも踏まえながら、いただいたご意見を参考にさせていただきたい。

嶋本委員 計画地内に里道がある。ここは歩行者が通るのか。

事務局 そうである。

嶋本委員 駐車場内を走行する車両が里道を横切ることになっている。一時停止の案内など、配慮はないのか。

事務局 里道の取扱いについては、里道管理者である延岡市と設置者に確認を行っている。計画地を整備するにあたって、里道管理者である延岡市と設置者が協議を行い、元々歩行者等の通行もあったことから、里道のまま残すという結論になったと聞いており、その協議を受けて、延岡市から、里道の取扱いに係る留意事項も出されているところである。

事前に、事務局から、駐車場内を走行する車両が里道を横切る箇所について一旦停止線が必要ではないかという指摘を行ったが、設置者からは、里道管理者とも協議した上で現在の計画となっていること等から、現時点では一旦停止等の整備は計画していないという回答があったものであるが、今回、審議会においてもご意見をいただいたことから、改めて、一旦停止等の安全対策を講じるよう、設置者に申し伝える。

甲斐会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

（異議なし。）

それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(2) (仮称)ニトリ小林店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）

- ③ 小林市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
嶋本委員	駐車台数について、家具店においては店舗面積に対しての来店者数が少ないため指針値を満たす必要はないことは理解しており、類似店のデータ等から算出された必要台数は確保されていることは分かるが、基礎となった類似店舗においては必要駐車台数以上に駐車台数を確保していることになっている。今回の店舗は必要駐車台数42台に対して50台の整備となっておりあまり余裕はないが、大丈夫か。
事務局	今回の店舗の必要駐車台数は、店舗面積、商品構成等が類似している3店舗のうち、実測の来店者数から算出した日来店客数原単位が1番大きいものを用いて、算出されており、駐車台数の需要は満たすものと考えている。
嶋本委員	類似店舗が必要以上に駐車台数を確保しているということか。
事務局	そうである。
相馬委員	店舗が面している道路は日頃から渋滞する。しょうがないとは思いますが、出入口からの右折入出庫があるため更に渋滞するのではないかと感じる。
事務局	交通解析では、この店舗が交通量に与える影響は少ないという結果となっており、この店舗における対策としては、出入口付近に交通整備員を配置し入出庫を誘導することとなっている。
嶋本委員	渋滞については気になったところであるが、計算上は影響が少ないという結果になっており、やむを得ないと感じたところである。確認だが、交通処理計画報告書には、右折出庫の交通への影響があるため繁忙期は左折出庫を誘導する旨の記載があるが、左折した車は帰宅経路にきちんと戻ることはできるのか。住宅街の狭い道路に入り込んでしまうことなどはないか。
事務局	左折出庫させた後の誘導経路については、確認できていない。
嶋本委員	この審議会において意見があったことから、例えば、左折出庫した車が入りそうな道路に住民以外は侵入しないでくださいという看板を設置するように、といったことを指導することはできないか。
事務局	道路上に看板を設置する場合は道路管理者との協議が必要であると思われる。大規模小売店舗立地法の担当としては、審議会においてご意見をいただいたことを受けて、繁忙期等左折出庫を誘導する場合には住宅用道路等に影響を及ぼさないような対策を検討しておくよう、設置者へ申し伝えたい。
高橋委員	地元説明会において、雨水排水について質問があったとのことだが、冠水が頻繁に起こるなど地域的な問題があるのか。
事務局	計画地の南側に農地が広がっており、計画地も元々建物がなかったことから、排水上の問題はないかという意図での質問であったと思われるが、どういった意図で住民

の方がご質問されたかまでは確認できていない。この地域が冠水しやすいという情報も承知していないが、今回、道路保全課からも雨水排水に係る留意事項が出されておりその意図を確認したところでは、最近、小林市において大雨により道路に雨水が流れ込むといった事例があり、店舗を設計する場合は雨水に耐えうる排水計画を立てるように指導しているというものであった。

関戸委員 従業員用の駐車場が多い。何か理由があるのか。

事務局 従業員用の駐車場は、従業員数等から算出された台数を確保されている。従業員用駐車場が多すぎる場合は、来客者用の駐車場として利用するのであれば届出台数に含むよう指導するが、この店舗については、他の店舗と比較しても多すぎるということはないと考えている。

関戸委員 騒音対策ではないか。

事務局 従業員駐車場部分も来客車が走行する可能性があるため、騒音発生源として設定するよう指導している。騒音予測値を低くするために従業員駐車場としていることはない。

黒木委員 計画地南側は現在農地であるが、騒音発生源が近く騒音の影響を受けやすいため、住居が建つ場合などは対策を講じていただくようお願いしたい。

甲斐会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と）知事に答申してよろしいか。

（異議なし。）

それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(3) (仮称) ドラッグコスモス小林細野店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 小林市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員 計画地北側に遮音壁を設置するということだが、届出書には、遮音壁の設置を検討する旨の記載がある。この内容が具体的に変わったということか。

事務局 そうである。現時点の状況を設置者に確認したところ、計画地北側の住民と協議した結果、遮音効果のあるフェンスを設置することを確認している。

黒木委員 具体的に、高さ、設置場所などは聞いているか。

事務局 開店がまだ先であり、その点は確認できていないが、騒音基準値を超える騒音発生源が住居に影響を及ぼないように遮音壁を設置すると聞いている。

黒木委員 夜間の来客者走行音により基準値を超過する。以前も同様の事例があったと思うが、今回の店舗は出入口が2箇所ある。夜間は北側出入口を閉鎖して南側出入口を利用させるという対策は検討されたのか。

事務局 南側出入口が交差点に近いため北側出入口を主要な出入口として誘導経路を設定していること、また、営業時間は22時までの届出だが平常時の営業は21時までであることなどから、出入口を閉鎖するという対策はとられていない。

小島委員 街路樹も撤去されるようなので、緑化に努めてほしい。緑化面積に係る規定がないと緑化がない店舗がほとんどであるため、検討はしていただきたい。

事務局 緑化についてはこれまでの審議会でもご意見をいただいているところである。繰り返になってしまうが、事前相談の段階から、設置者へ緑化するよう検討を促している。委員のおっしゃったとおり、宮崎市以外は緑化が義務化されていないため、どこまで指導できるかというところもあるが、引き続き、緑化するよう依頼、指導を行っていきたい。

甲斐会長 参考としての確認だが、近くにコスモスがあるが、移転ということになるのか。

事務局 移転である。

甲斐会長 他に何か意見、質問等はないか。

事務局 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

甲斐会長 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長 （異議なし。）

事務局 それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

4 その他

5 閉会